

## 第二部 複合契約の考察

### 序論

はじめに

すでに序において述べたように、これまで民法典および商法典が想定していた契約は二当事者間で締結される一つの契約であったが、取引社会の進展に伴い、現在ではある一つの取引を達成するために複数の契約が結ばれる複合取引が日常的に発生するに至っていた。こうした複合取引の常態化とも言える事態は、契約の拘束力が原則として契約の当事者間にのみ及ぶとの契約の相対効の原則や、契約が原則として他の契約で発生した抗弁や他の契約の消滅に影響されないという契約の自立性ともいうべき原則との間で、現在様々な場面で軋轢を生じさせていたのである。こうした複合取引は、契約が異なる当事者間において順次連鎖的に締結されて一つの取引が完成する契約の連鎖と、二またはそれ以上の当事者間の取引に複数の契約が同時に存在する<sup>1</sup>複合契約<sup>2</sup>からなり、前者においては契約の拘束力の範囲が、後者においてはある契約の他の契約への影響が問題となっていた。この第二部においては、第一部における前者の契約の連鎖についての考察に引き続き、後者の複合契約を考察することにする。そこでまず以下にこの複合契約の提起する問題の全体像を提示しておく。

#### 一 問題の全体像

(1)この複合契約においては、法形式的に見れば各々別個の契約が締結されているように見えても、これら契約が取引の達成という目的のために締結され履行されるという相互に依存する一体的な関係にあるため、これら契約間の関係を無視しては事態適合的な解決には至りえない。したがってこのような取引においては、これを構成する各契約が単一の取引の達成を目的としていることを考慮して、各契約を一体として扱いその影響関係を認めることが求められているのである。

(2)ところで我が国においてこうした複合契約における契約間の相互依存関係は、特に履行または消滅における契約間の牽連関係の問題、すなわち他の契約における不履行を理由に契約において履行を拒絶しうるか、または他の契約の消滅は契約の消滅を招来するののかという問題を通して古くから考察されてきたが、このうち最も議論を生じさせたのが割賦購

<sup>1</sup> ここで念頭においているのは契約が相互に依存する同等の関係にある場合であり、消費貸借契約と保証契約のように主従関係にある場合を除いている。後者の関係には前者の関係とは別異の考慮が必要であると考えからである。ただ契約が相互依存関係にある場合と契約が主従関係にある場合との境界は相当に曖昧である。

<sup>2</sup> こうした現象としての複合契約は様々な法律上の問題を提起するものであるが、本部ではこのうち最も議論を呼んでいる契約間の影響関係の問題に焦点を当て、この観点からの同現象の法理論的な検討を複合契約論と呼ぶことにする。

第一章 複合契約論序説—フランスにおける契約の相互依存化の展開を参考  
入幹旋を代表とする第三者与信型消費者信用取引における購入者の売買等の契約上の抗弁  
の与信者への対抗如何、すなわち抗弁の接続の問題であった。裁判例は当初さまざまな理  
論構成でもってこの抗弁の接続を認めようとしてきたが、割賦販売法の昭和 59 年の改正  
により部分的に抗弁の接続が認められ(30 条の 4)、その後の平成 11 年の改正によりその適  
用範囲は拡大を見るに至っている。しかし平成 2 年 2 月 20 日の最高裁第三小法廷判決<sup>3</sup>を  
はじめとする同判決以降の判例は、同規定が特別な例外規定であるとし、また適用外の取  
引の抗弁の接続に厳格な態度を示し、今日に至っている。こうした判例の抗弁の接続が特  
別な例外であり一般化に親しまないという消極的な態度に対し、学説はさまざまな理論構  
成でもって適用対象外の取引においても抗弁の接続を認めようとし、また一部の学説はさ  
らに進んでこの第三者与信型消費者信用取引での検討から出発して、これ以外の取引にお  
いても契約間の履行上、存続上の牽連関係を認めようとしたのである。このように第三者  
与信型消費者信用取引の抗弁の接続の問題においては、一方で一連の立法判例によるある  
特定の取引における特別な扱いという捉え方と、他方で特に一部学説による類似の取引一  
般に及びうる契約間の牽連関係如何という捉え方とが交錯する二面性をもって今日に至っ  
ていた。こうした中で平成 8 年 11 月 12 日の最高裁第三小法廷判決が登場する。同判決は、  
二当事者間で取引をなすために結ばれた二つの契約のうち的一方における不履行を理由に  
両契約の解除を認め、抗弁の接続に関する判例とはうって変わって契約間の牽連関係を積  
極的に認める態度を示した。そして本判決を契機に、学説においておよそ契約間一般にお  
ける影響関係、相互依存関係についての議論が現在活発になされているのである。以上が  
我が国において展開されてきた複合契約における契約間の相互依存関係に係るであろう  
議論のあらましである。

(3)ところで、たしかにこの平成 8 年の最高裁判決の事案の取引と第三者与信型消費者信用  
取引とは二当事者間か三当事者間かという点で相違するものの、ここではともに複数の契  
約が単一の取引を構成し、各契約は取引の構成要素として密接に結びつき、取引中の他の  
契約を考慮に入れた扱いが求められているといえる。しかし現段階において、こうした複  
合契約現象を包摂する共通の一般法理の確立に向けた議論<sup>4</sup>はいまだ本格的な展開を見せ  
るには至っていない。そうであるならば二当事者および三当事者以上、消滅やその他の様々

<sup>3</sup> 最三判平成 2 年 2 月 20 日判時 1354 号 76 頁。同判決の詳細については後述する。

<sup>4</sup> この複合契約を考察するものとして、北川善太郎「約款と契約法」NBL 242 号 83 頁以下が先駆的である(なお北川教授は契約結合と呼ぶ)。その後、山田誠一「複合契約取引」についての覚書(1)(2) NBL 485 号 30 頁以下、486 号 52 頁以下や河上正二「複合的給付、複合的契約及び多数当事者の契約関係」法教 172 号 48 頁以下、池田真朗「複合契約」あるいは「ハイブリッド契約」論 NBL 633 号 6 頁以下、千葉恵美子「多数当事者の取引関係」を見る視点 椿先生古稀記念『現代取引法の基礎的課題』(有斐閣 1999 年)161 頁以下、橋本恭宏「システム(ネット)契約論序説」椿先生古稀記念『現代取引法の基礎的課題』(有斐閣 1999 年)317 頁以下、本田純一「抗弁対抗」理論をめぐる最近の動向と法的諸問題」クレジット研究 21 号 74 頁以下、同『契約規範の成立と範囲』(一粒社 1999 年) 197 頁以下、玉田弘毅「高齢者向けケア付き分譲マンションの法律関係に関する一考察」清和法学研究 6 卷 2 号 29 頁以下、宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」志林 99 卷 1 号 3 頁以下等が出されている。またドイツ法における契約結合については、中川敏宏「ドイツ法における「契約結合」問題」一橋法学 1 卷 3 号 297 頁以下やマティエアス・ローエ(田中宏治訳)「複合契約結合法の新展開」民商 130 卷 1 号 1 頁以下が検討する。

な局面を包摂し、単一の取引を構成する契約間の影響関係一般を規律する法理の構築(複合契約論)が試みられてもよいのではないだろうか。そしてその上でこうして確立された複合契約論の中での抗弁の接続の法理の位相も問題にされなければならないであろう。既述のように判例は抗弁の接続に対し厳格な姿勢をとる一方で、上記のように平成8年の最高裁判決では契約間の牽連関係を積極的に認める態度を示している。この一見すると矛盾した態度は何に由来するのか。この抗弁の接続を消費者保護のための特別な法理であるとする判例を前提にするならば、この判例の厳格な態度は、抗弁の接続の法理が契約間の影響関係一般を認めることにとどまらない消費者保護のための独自の意義を含意していることに由来するのではないだろうか。

## 二 第二部での検討の順序

本部は以上のような問題意識のもと我が国における複合契約論の構築のための序論的考察を試みるものである。以下まず第一章においては、近年のフランスにおける消滅の局面における契約間の相互依存関係に関する議論をもっぱら検討し、続く第二章においては、前章での検討の成果を受けて、我が国における複合契約論の構築とその中での抗弁の接続の制度の位置づけを試みる。